＜記載例Ⅱ‐Ⅸ＞

法第８条第１号の技術上の基準に関する事項

（一般則第７条の３第１項及び第２項の技術上の基準に対応する事項：圧縮水素スタンド）

| 条項 | 対応事項 | 備考 |
| --- | --- | --- |
|  | □第7条の3第1項の基準を遵守します。  （当該圧縮水素スタンド内の圧縮水素及び液化水素の常用の圧力が82MPa以下のものに限る。）  □第7条の3第2項の基準を遵守します。  （液化水素の貯槽を設置する場合にあっては，第8条第3項及び第4項の規定に適合する移動式製造設備から液化水素を受け入れるものに限る。） | 添付書類No. |
| 第6条第１項の準用（第7条の3第1項第1号又は第7条の3第2項第1号） | □第6条第1項第1号，第2号，第5号から第22号まで，第24号から第27号まで，第32号及び第38号から第42号までの基準に適合します。 |  |
| □第6条第1項第1号，第6号から第14号まで，第16号から第19号まで，第21号，第22号，第24号から第27号まで，第32号，第38号及び第41号並びに第7条の3第1項第1号の2から第1号の4まで，第17号及び第18号の基準に適合します。 |  |
| 境界線・警戒標  （第６条第１項第１号） | １　事業所の境界線を（　　　　　）により明示します。  ２　警戒標は外部から明瞭に識別できる大きさで事業所の出入口付近に掲げます。  ３　一部のみが高圧ガス保安法適用施設のときは，製造施設の周囲に警戒標を掲げます。 | 添付書類No. |
| 設備距離（第６条第１項第２号） | 貯蔵設備，処理設備の外面から第１種保安物件（　　　　 ），第２種保安物件（　　　　　　）まで，規定以上の距離を確保します。  　　第１種設備距離L１　＝　　　　　　ｍ，計画　　　　ｍ  第２種設備距離L２　＝　　　　　　ｍ，計画　　　　ｍ | 添付書類No. |
| 貯槽間の距離（第６条第１項第５号） | １　貯槽（貯蔵能力が300m3又は3,000kg以上）と他の可燃性ガスの貯槽又は酸素の貯槽との貯槽間距離は，１ｍ以上又は最大直径の和の1/4  （　　　　＋　　　　）／4＝　　　　ｍ，計画　　　　ｍ  （　　　　＋　　　　）／4＝　　　　ｍ，計画　　　　ｍ  のいずれか大なるものに等しい距離以上とします。  ２　規定の距離に満たない場合，水噴霧装置又はこれと同等以上の防火上及び消火上有効な能力を有する措置を講じます。 | 添付書類No. |
| 貯槽の識別措置（第６条第１項第６号） | 貯槽には，容易に識別できるよう外部から見やすいように，次のいずれかの措置を講じます。  １　ガス名を朱書きし，又は容易にはがれ難い標紙を貼り付けます。  ２　貯槽の直径の1/10以上の幅で赤色の塗料を塗り，又は容易にはがれ難い標紙を貼り付けます。  ３　地下に埋設された貯槽にあっては，水素の貯槽であることが分かる標識を掲げます。 | 添付書類No. |
| 貯槽周囲の流出防止措置（第６条第１項第７号，第８号） | １　液化ガスの貯槽（貯蔵能力1,000t以上）の周囲には，液状のガスが漏えい・流出した場合に，その流出を防止するための措置として防液堤を設置します。  ２　防液堤を設置する場合，その内側及びその外面から10ｍ以内に，貯槽の付属設備その他の設備・施設であって告示で定めるもの以外のものを設けません。 | 添付書類No. |
| 製造設備の室の構造（第６条第１項第９号） | 製造設備を設置する室は，ガスが漏えいしたときに滞留しないような構造とします。  該当欄に○印   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 空気より軽い可燃性ガス |  | 開口部は十分な面積があり，２方向以上ある。 | |  | 換気装置があり正常に作動可能 | | 添付書類No. |
| ガス設備の気密な構造（第６条第１項第10号） | ガス設備（高圧ガス設備を除く。）は，気密な構造とします | 添付書類No. |
| 高圧ガス設備の耐圧性能(第６条第１項第11号) | 高圧ガス設備は，次のいずれかの性能を満たします。  □　液体を使用する常用の圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧試験に　合格  □　空気又は窒素等を使用する常用の圧力の1.25倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格  □　経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法，試験設備，試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格  □　特定設備については，特定則第34条に規定する耐圧試験のうちの一に合格した特定設備又は特定則第51条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行った耐圧試験に合格した特定設備であって，使用開始前のもの | 添付書類No. |
| 高圧ガス設備の気密性能（第６条第１項第12号） | 高圧ガス設備は，次のいずれかの性能を満たします。   * 常用の圧力以上の圧力で行う気密試験に合格 * 又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法，試験設備，試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格   □　特定設備については，特定則第35条に規定する気密試験に合格した特定設備又は特定則第51条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行った気密試験に合格した特定設備であって，使用開始前のもの | 添付書類No. |
| 高圧ガス設備の強度（第６条第１項第13号） | １　高圧ガス設備は，常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し，当該設備の形状，寸法，常用の圧力若しくは常用の温度における材料の許容応力，溶接継手の効率等に応じ，十分な強度を有します。  ２　特定則第12条及び第51条の規定に基づく強度を有し，若しくは高圧ガス設備の製造技術，検査技術等の状況により製造することが適切であると経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有します。 | 添付書類No. |
| ガス設備に使用する材料（第６条第１項第14号） | ガス設備には，ガスの種類，性状，温度，圧力等に応じ，当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し，安全な化学的成分及び機械的性質を有するものとします。 | 添付書類No. |
| 高圧ガス設備の基礎（第６条第１項第15号） | １　高圧ガス設備（配管，圧縮機，ポンプ等を除く。）の基礎は，不同沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないようなものとします。  ２　貯槽（貯蔵能力100ｍ3又は1ｔ以上）の支柱（支柱のない貯槽にあっては，その底部）は，同一の基礎に緊結します。 | 添付書類No. |
| 貯槽の沈下状況の測定（第６条第１項第16号） | 貯槽（貯蔵能力100ｍ3又は1ｔ以上）は，その沈下状況を測定するための措置を講じます。 | 添付書類No. |
| 高圧ガス設備の耐震設計（第６条第１項第17号） | 塔（当該設備の最高位の正接線から最低位の正接線までの長さが5m以上），貯槽（貯蔵能力が300ｍ3又は3t以上）及び配管（告示で定めるものに限る。）並びにこれらの支持構造物及び基礎は，設計地震動，耐震設計構造物の応力等の計算方法，耐震設計構造物の部材の耐震設計用許容応力その他告示で定める耐震設計の基準により，地震の影響に対して安全な構造とします。 | 添付書類No. |
| 高圧ガス設備の温度計（第６条第１項第18号） | １　高圧ガス設備に，告示で定めるところにより温度計を設けます。  ２　当該設備内の温度が常用の温度を超えた場合に直ちに常用の温度の範囲内に戻すことができるような措置を講じます。 | 添付書類No. |
| 高圧ガス設備の圧力計及び安全装置（第６条第１項第19号） | １　高圧ガス設備に，告示で定めるところにより圧力計を設けます。  ２　高圧ガス設備内の圧力が許容圧力を超えた場合に，直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全装置を設けます。 | 添付書類No. |
| 安全装置の放出管（第６条第１項第20号） | １　安全装置のうち，安全弁・破裂板には，放出管を設けます。  ２　放出管の開口部の位置は，放出するガスの性質に応じた適切な位置とします。  ①　水素の貯槽に設けたものは，地盤面から５ｍ以上又は貯槽の頂部から２ｍ以上の高さで，火気となるもののない安全な位置とします。  ②　その他の高圧ガス設備に設けたものは，近接する建築物又は工作物（火気取扱施設にあっては８ｍ以内，その他の場合にあっては５ｍ以内にあるもの）の高さ以上とします。 | 添付書類No. |
| 可燃性ガス低温貯槽の負圧防止（第６条第１項第21号） | 低温貯槽には，貯槽内部の圧力が外部の圧力より低下することにより貯槽が破壊することを防止するための措置を講じます。 | 添付書類No. |
| 液面計（第６条第１項第22号） | １　液化ガスの貯槽には，(　　　)式液面計を設けます。  ２　液面計にガラス液面計を使用するときは，次の措置を講じます。  ①　その破損を防止するための措置を講じます。  ②　貯槽とガラス液面計を接続する配管には，当該ガラス液面計の破損による液化ガスの漏えいを防止するための措置として自動式及び手動式の止め弁を設けます。 | 添付書類No. |
| 貯槽の配管に設けたバルブ（第６条第１項第24号） | 貯槽（加圧蒸発器付き低温貯槽であって，当該貯槽に係る配管の当該貯槽の直近の部分にバルブを設置しているものを除く。）に取り付けた配管には，次の措置を講じます。  １　当該貯槽の直近にバルブ（使用時以外は閉止）を設けます。  ２　緊急遮断装置を除き一以上のバルブを設けます。 | 添付書類No. |
| 緊急遮断装置（第６条第１項第25号） | １　液化ガスの貯槽（内容積5,000Ｌ未満を除く。）に取り付けた配管（当該液化ガスを送り出し，又は受け入れるために用いられるものに限る。）には当該液化ガスが漏えいしたときに安全に，かつ，速やかに遮断するための措置として緊急遮断装置を設けます。  ２　緊急遮断装置の操作位置は５ｍ以上離れた位置とします。 | 添付書類No. |
| 電気設備（第６条第１項第26号） | 高圧ガス設備に係る電気設備は，その設置場所及び当該ガスに応じた防爆性能を有する構造とします。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 機器名称 | ガス名 | ０種・１種・２種場所別 | 必要防爆性能 | 計画防爆性能 | |  |  | ０種・１種・２種 |  |  | |  |  | ０種・１種・２種 |  |  | |  |  | ０種・１種・２種 |  |  | |  |  | ０種・１種・２種 |  |  | | 添付書類No. |
| 保安電力等（第６条第１項第27号） | １　対象設備に停電等により当該設備の機能が失われることのないよう保安電力等の措置を講じます。  ※　該当欄に○印を記入  保安電力等   |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 設備 | 買電 | 自家発電 | 蓄電池装置 | エンジン駆動発電 | スチームタービン駆動発電 | 空気又は窒素だめ | | 自動制御装置 |  |  |  |  |  |  | | 緊急遮断装置 |  |  |  |  |  |  | | 散水装置 |  |  |  |  |  |  | | 防消火設備 |  |  |  |  |  |  | | 冷却水ポンプ |  |  |  |  |  |  | | 水噴霧装置 |  |  |  |  |  |  | | 毒性ガス除害設備 |  |  |  |  |  |  | | 非常照明設備 |  |  |  |  |  |  | | ガス漏えい検知警報設備 |  |  |  |  |  |  | | 通報設備 |  |  |  |  |  |  | | 過充塡防止装置 |  |  |  |  |  |  | | 運転自動停止装置 |  |  |  |  |  |  | | 圧力リリーフ弁 |  |  |  |  |  |  | | 感震装置 |  |  |  |  |  |  | | 火災検知警報装置 |  |  |  |  |  |  | | 温度上昇検知警報装置 |  |  |  |  |  |  | | 蓄圧器内の圧縮水素を放出する措置に係る設備 |  |  |  |  |  |  |   ２　非常照明又は通報設備で通常電池を使用するものにあっては，常時使用できる予備電池を保有します。 | 添付書類No. |
| 貯槽，支柱の温度上昇防止措置（第６条第１項第32号） | １　液化ガス貯槽（可燃性若しくは毒性ガスの貯槽，又はその他のガスの貯槽であって可燃性ガス貯槽又は可燃性物質を取り扱う施設の周辺にあるもの。）には，断熱構造の区分に応じ，散水装置等を設置します。   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 対象  貯槽名 | 断熱構造  区分 | 散水装置  ＊　(Ｌ/(min･m2 )) | | 消火栓  ＊ | | |  | なし |  | 法定：５  計画： |  | 法定: １ 栓/ 50ｍ2  計画:　 栓/　 ｍ2 | |  | 準耐火 |  | 法定：2.5  計画： |  | 法定: １ 栓/100ｍ2  計画:　 栓/　 ｍ2 |   ２　圧縮ガス貯槽に対しては［消火栓・消防ポンプ車］により対応します。  ３　30分間以上連続して放水できる水量を確保します。  必要水量(法定)： 　ｍ3 ，必要水量(仕様)： 　 ｍ3  保有水量： 　 ｍ3  ４　高さ１ｍ以上の支柱に対しては，次のいずれかの措置を講じます。  □　厚さ50mm以上のコンクリート又はこれと同等以上の耐熱性能を有する不燃性の断熱材で被覆  □　１に定める水噴霧装置等を支柱に対し水を放射できるように設置 | 添付書類No. |
| 静電気の除去措置（第６条第１項第38号） | １　製造設備には静電気を除去する措置を講じます。  ２　接地抵抗値は総合100Ω（避雷設備を設けたものは10Ω）以下とします。 | 添付書類No. |
| 防消火設備（第６条第１項第39号） | 可燃性ガスの製造施設には，その規模に応じて，適切な防消火設備を適切な箇所に設けます。  １　防火設備   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 対象設備 | 該当○印 | 防　　火　　設　　備 | | | ガス設備，貯蔵設備又は消費設備（内壁又は外壁が水又は水蒸気に常時十分触れている設備，回転機械，貯槽（コールドエバポレーターを含む。），散水することが危険となる設備及び配管を除く） |  | 5Ｌ/min・㎡以上，準耐火構造以上の設備にあっては2.5Ｌ/min・㎡以上の水を噴霧できるもの | | |  | 放水ノズルの筒先圧力が0.35MPa以上であり，かつ放水能力が400Ｌ/min以上の固定式放水銃 | ２方向以上から５Ｌ/min・㎡×1.6以上の水量を放水できるもの | |  | 放水ノズルの筒先圧力が0.35MPa以上であり，かつ放水能力が400Ｌ/min以上の移動式放水銃 | |  | 放水ノズルの筒先圧力が0.35MPa以上であり，かつ放水能力が400Ｌ/min以上の消火栓 |  | |  | 放水能力が1,900Ｌ/min以上の放水砲 | 5Ｌ/min・㎡×1.6以上の水量を放水できるもの |   　①  ②水源の容量は，同時に放射を必要とする最大水量を30分間以上連続して放射できる水量とします。  　必要水量（法定）　　　　ｍ３　　必要水量（仕様）　　　　ｍ３  保有水量　　　　ｍ３  ③供給元弁及び操作弁の操作場所と当該対象設備との距離は15ｍ以上とします。 | 添付書類No. |
|  | ２　消火設備     |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 対象設備 | | 粉末消火器 | 必要  個数 | 計画  個数 | | 貯槽以外の貯蔵設備，処理設備又は消費設備若しくは容器置場 | | 設備内の停滞ガス量10トンにつきＢ－10 1個相当以上  最小設置数量:Ｂ－10  ３個相当 |  |  | | 貯　槽 | 防液堤設　　置 | 防液堤の周囲に歩行距離75ｍ以下ごとにＢ－10  3個相当以上 |  |  | | その他のもの | 貯槽の周囲の安全な場所　Ｂ－10　3個相当以上 |  |  | | 建屋内の高圧ガス設備 | | 不活性ガス等の拡散設備により粉末消火器の代替えとすることができる。 |  |  |   上段：能力単位  下段：設置個数 |  |
| 通報設備（第６条第１項第40号） | 事業所内で緊急時に必要な通報を速やかに行うための措置を次のとおり講じます。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 通報設備の通報範囲 | 該当  ○印 | 設けるべき通報設備  （次に掲げるものの1又は2以上） | | イ　該当事務所の保安統括者等が常駐する事務所と現場事務所（製造施設を運転又は管理する者が常駐する事務所をいう。以下同じ。）との間(両事務所が同一の場合を除く。)  ロ　現場事務所相互間 |  | イ　ページング設備 | |  | ロ　構内電話 | |  | ハ　構内放送設備 | |  | ニ　インターホーン | | 事業所全体 |  | イ　ページング設備 | |  | ロ　構内放送設備 | |  | ハ　サイレン | |  | ニ　携帯用拡声器 | |  | ホ　メガホン（当該事業所内の面積が1,500㎡以下の場合に限る。以下次の欄において同じ。） | | 事業所内の任意の場所における作業員相互間 |  | イ　ページング設備 | |  | ロ　携帯用拡声器 | |  | ハ　トランシーバー（計器等に対する影響のない場合に限る。） | |  | ニ　メガホン | | 添付書類No. |
| バルブ等の操作に係る措置（第６条第１項第41号） | 製造設備に設けたバルブ又はコックには，作業員が当該バルブ又はコックを適切に操作できるように次の措置を講じます。  １　バルブ等に名称・番号等を明記した標示をするとともに，当該バルブの開閉方向を明示します。  ２　バルブ等に係る配管には，流体の名称及び方向を表示します。  ３　特に保安上重大な影響を与えるバルブ等にあっては，開閉状態を明示する機能を取り付け，安全弁の元弁その他通常使用しないバルブ等には，施錠・封印等の措置を講じます。  ４　バルブ等を確実に操作するための足場を設けます。  ５　バルブ等の操作に必要な照度を確保します。 | 添付書類No. |
| 容器置場（第６条第１項第42号） | 容器置場並びに充塡容器及び残ガス容器（以下「充塡容器等」という。）は次の基準に適合するように措置します。 |  |
| イ．容器置場の明示及び警戒標 | 容器置場は明示し，かつ，その外部から見やすいように警戒標を掲げます。さらに容器置場には可燃性ガスである旨を表示します。 | 添付書類No. |
| ロ．容器置場の構造 | 容器置場（断熱材で被覆しているもの，シリンダーキャビネットに収納されているものを除く）は，一階建とします。  圧縮水素（充塡圧力20MPa以下のもの）のみを貯蔵する容器置場は，二階建以下とします。 | 添付書類No. |
| ハ．置場距離 | 第１種保安物件（　　　　 ），第２種保安物件（　　　　　）に対し，容器置場の面積に応じた規定以上の距離を確保します。  第１種置場距離　ｌ　　＝　　　　　ｍ，計画　　　　　　ｍ  第２種置場距離　ｌ　　＝　　　　　ｍ，計画　　　　　　ｍ  （ｌ　，ｌ　の距離を確保できないので，障壁を設置します。） | 添付書類No. |
| 二．容器置場の障壁 | 保安物件に対する置場距離が不足する場合には，置場距離短縮条件を満たすように，直径９ｍｍ以上の鉄筋を縦，横40ｃｍ以下の間隔に配筋し隅部の鉄筋を確実に結束した厚さ12cm以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けます。 | 添付書類No. |
| ホ．直射日光を遮る措置 | 充塡容器に係る容器置場には，直射日光を遮るための措置（ガスが漏えいし，爆発したときに発生する爆風が上方向に開放することを妨げないものに限る。）として，不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量な屋根を設けます。 | 添付書類No. |
| へ．可燃性ガスの容器置場の構造 | 容器置場は当該ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とします。 | 添付書類No. |
| ト．ジシラン等の容器置場 | 該当しません | 添付書類No. |
| チ．毒性ガスの容器置場の除外措置 | 該当しません | 添付書類No. |
| リ．二階建容器置場の構造 | 圧縮水素のみを貯蔵する容器置場は，告示に定める構造とします。 | 添付書類No. |
| ヌ．容器置場に設ける消火設備 | 容器置場には適切な消火設備を設けます。  　必要数量　　　　　個　　　　計画数量　　　　　個 | 添付書類No. |
| 地盤面下に高圧ガス設備を設置する場合の措置（第７条の３第１項第１号の２） | 地盤面下に高圧ガス設備を設置する室の上部は，十分な強度を有し，かつ，当該室の構造に応じ漏えいしたガスの滞留を防止するため，以下の措置を講じます。  １　地盤面下に設置する高圧ガス設備の室の上部は厚さ12ｃｍ以上の鉄筋コンクリート造りとします。  ２　高圧ガス設備を設置する室には，700m3/h以上であり，かつ，当該室の床面積1m2につき0.5m3/min以上の通風能力を有する換気設備を設けます。ただし，当該設備の設置面積１ｍ２につき2m3/min以上の通風能力があり，当該説部周辺の空気を実際に吸引できることが確認されている換気設備を有する場合にあってはこの限りではありません。 | 添付書類No. |
| 地盤面下に液化水素の貯槽を設置する場合の措置（第７条の３第１項第１号の３） | 地盤面下に液化水素の貯槽を設置する室には，防水措置を施します。 | 添付書類No. |
| 地盤面下の貯槽の温度上昇防止措置（第７条の３第１項第１号の４） | 地盤面下の室に設置する液化水素の貯槽には，二重殻真空断熱式構造により，貯槽内の液化水素の温度が常用の温度を超えて上昇しないような措置を講じます。 | 添付書類No. |
| ディスペンサーの保安距離（第７条の３第１項第２号） | １　ディスペンサーから第１種保安物件（　　　　 ），第２種保安物件（　　　　　　）まで，規定以上の距離を確保します。  第１種設備距離L１　＝　　　　　　ｍ，計画　　　　ｍ  第２種設備距離L２　＝　　　　　　ｍ，計画　　　　ｍ  ２　ディスペンサー本体の外面から行動の道路境界線に対し８ｍ（圧縮水素スタンドの常用の圧力が40MPa以下の場合にあっては６ｍ）以上の距離を有し，又はこれと同等以上の措置を講じます。 | 添付書類No. |
| 受入れ配管の緊急遮断措置  （第７条の３第１項第３号） | 製造施設の外部から供給される圧縮水素を受け入れる配管には，緊急時に圧縮水素の供給を遮断するための措置を講じます。 | 添付書類No. |
| 貯槽及び蓄圧器に取り付けた遮断措置  （第７条の３第１項第４号） | 圧縮水素及び液化水素の貯槽（蓄圧器（圧縮水素を送り出し，又は受け入れるために用いられるものに限る）に取り付けた配管（圧縮水素若しくは液化水素を送り出し，又は受け入れるために用いられるものに限り，貯槽と配管との接続部を含む）には，これらの水素を送り出し，又は受け入れるとき以外は自動的に閉止することができる遮断措置を２以上（液化水素の貯槽に取り付けた配管にあっては１）講じます。  緊急遮断装置又は逆止弁は，蓄圧器の元弁以降のできるだけ蓄圧器に近い位置に設けます。 | 添付書類No. |
| ディスペンサーの遮断措置及び漏えい防止措置  （第７条の３第１項第５号） | １　ディスペンサーには，充塡中の圧力を検知する装置を備え，当該圧力があらかじめ定められた圧力に達したときに，自動的に充塡を停止する装置を設けます。  ２　充塡ホースを車両に固定した容器とのカップリング等接続部分は，容器と接続されていないときに圧縮水素が供給されない構造とします。  ３　充塡ホースに著しい引張力が加わったときに，当該ホースの破断等による圧縮水素の漏えいを防止する措置を講じます。  ４　製造設備を停止した場合には，充塡ホース内を減圧する等自動的に充塡ホース内の圧縮水素の容積が標準状態に換算したときに20L以下になるような措置を講じます。 | 添付書類No. |
| 配管の設置場所  （第７条の３第１項第６号） | 配管（高圧ガスが通る部分に限る。）には次に掲げる措置を講じます。  イ　外部からの衝撃により損傷を受けるおそれのない場所に設置します。  ロ　トレンチ内に設置する場合は，トレンチの蓋を通気性のよいものにします。（第７号に規定する設備を設ける場合を除く。） | 添付書類No. |
| ガス漏えい検知警報設備  （第７条の３第１項第７号） | １　製造施設には，当該施設から漏えいする可燃性ガスが滞留する恐れのある場所に，当該ガスの漏えいを検知し，かつ，警報するための設備を次のとおり設けます。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 該当〇印 | 設置場所 | 必要設置個数 | 計画個数 | |  | 屋内に設置されている圧縮機，ポンプ，反応設備，貯槽その他ガスが漏えいしやすい高圧ガス設備が設置したる場所の周囲 | 設備群の周囲１０ｍにつき１個以上の割合で計算した個数。  　　　　　　　　　個 | 個 | |  | 屋外に設置されている上記設備がほかの施設等に近接しガスが滞留する恐れのある場所 | 設備群の周囲２０ｍにつき１個以上の割合で計算した個数。  　　　　　　　　　個 | 個 | |  | 加熱炉等の着火源を含む施設の周囲のガスが滞留しやすい場所 | 加熱炉等の周囲２０ｍにつき１個以上の割合で計算した個数  　　　　　　　　　個 | 個 | |  | 計器質の内部（漏えいしたガスが侵入する恐れがないような措置を講じた場合を除く） | １個以上 | 個 | |  | 毒性ガスの充塡用接続口一群の周囲 | １個以上 | 個 |   ２　指示警報部は，関係者が常駐する場所（　）に設置します。 | 添付書類No. |
| ディスペンサー上部の屋根の構造  （第７条の３第１項第８号） | ディスペンサーの上部に屋根を設けるときは，不燃性または難燃性の材料を用いるとともに，以下のいずれかの構造とし，圧縮水素が漏えいしたときに滞留しない構造とします。  □ディスペンサーの上部に設ける屋根の下部面が水平でかつ平面の構造  □ディスペンサーの上部に設ける屋根の下部面が傾斜している又は久くぼみを有する場合は，漏えいしたガスが屋根の下部面から上部面へ抜けるような構造 | 添付書類No. |
| 充塡を受ける車両の停止位置等  （第７条の３第１項第９号） | 充塡を受ける車両は，地盤面上に設置した貯槽の外面から３ｍ以上離れて停止させるための措置を講じます（貯槽と車両との間にガードレール等の防護措置を講じた場合を除く。）。 | 添付書類No. |
| 火気取扱施設までの距離  （第７条の３第１項第10号） | １　圧縮水素スタンド（可燃性ガスが通る部分に限る。）は，その外面から当該事業所の敷地境界（以下この項において「敷地境界」という。）に対し下記以上の距離を有します。  　□８ｍ　　　計画　　　　　ｍ  　□常用の圧力が40MPa以下の可燃性ガス（液化水素を除く。）が通る部分　　６ｍ　　　計画　　　　　ｍ  　□常用の圧力が40MPaを超える液化水素が通る部分10m  　　　　　　　　　　　 計画　　　　　ｍ  　□常用の圧力が１MPa以上40MPa以下の液化水素が通る部分　９ｍ  　　　　　　　　　　　 計画　　　　　ｍ  　□常用の圧力が1MPa未満の液化水素が通る部分　２ｍ  　　　　　　　　　　　 計画　　　　　ｍ  ２　距離が取れない場合，流動防止措置又は当該可燃性ガスが漏えいしたときに連動措置により直ちに使用中に火気を消すための措置を講じます。 | 添付書類No. |
| 過充塡防止のための措置  （第７条の３第１項第11号） | 圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した容器に当該圧縮水素を充塡するときは，充塡設備に過充塡防止のための措置を次のとおり講じます。  １　充塡設備には，充塡中の圧力を検知する装置を備え，当該圧力が，燃料装置用の容器の最高充塡圧力以下であって，外気温度と燃料装置容器の初期圧力に応じてあらかじめ定めた圧力に達したときに，自動的に充塡を停止する装置を設けます。  ２　外気温度は，圧縮水素スタンド内の直射日光が当たらない適切な場所で測定します（ただし，圧縮水素を冷却することなく35MPaを超えない圧力まで充塡を行う場合には，この限りではありません。以下，３においても同じ。）。  ３　充塡設備には，燃料電池用容器に充塡する圧縮水素ガスの温度を検知しかつ表示する装置を備え，当該温度の異常を検知した場合には，自動的に充塡を停止する装置を設けます。  ４　70MPa以上の圧力で充塡可能なノズルは，最高充塡圧力が70MPa未満の車両のレセプタクルに接続できない構造とします。 | 添付書類No. |
| 他の高圧ガス設備との距離  （第７条の３第１項第12号） | 圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備は，その外面から当該圧縮水素スタンド以外の可燃性ガスの製造設備（液化石油ガススタンド，圧縮天然ガススタンド及び液化天然ガススタンドを除く。）の高圧ガス設備（高圧ガス設備の冷却のように供する冷凍設備を除き，可燃性ガスが通る部分に限る。）に対し６ｍ以上，酸素の製造設備の高圧ガス設備に対し10ｍ以上の距離を有します。 | 添付書類No. |
| 圧縮天然ガススタンドとの距離  （第７条の３第１項第12号の２） | 圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備は，その外面から圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し６ｍ以上の距離を有し，又はこれと同等の措置を講じます。 | 添付書類No. |
| 大量流出防止措置  （第７条の３第１項第13号） | １　充塡容器等から圧縮水素を受け入れる配管には，圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置として，過流防止弁を設置し，できるだけ蓄圧器に近づけることとします（ただし，過流防止弁が作動した場合でも，安全装置の機能を損なわないこととします。）  ２　過流防止弁は，流量が著しく増加した圧縮水素の力で作動し，水素の流出を遮断する構造とするとともに，下流側の全てのディスペンサーを使って一斉に車両に固定した容器へ充塡する場合の流量の３倍以上の流量で確実に作動することとします。  ３　当該配管（常用の圧力が充塡容器等の最高充塡圧力未満のものに限る。）には，当該配管の常用の圧力以下に減圧するための措置を講じます。 | 添付書類No. |
| 逆流防止措置  （第７条の３第１項第14号） | 一の圧縮水素スタンドにおいて，常用の圧力の異なる複数の蓄圧器，液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器又は圧縮機（水電解水素発生昇圧装置を含む。この号及び第１６号において同じ。）が配管（圧縮水素を送り出すために蓄圧器に取り付けられる配管に接続されるものに限る。）で接続される場合には，当該配管に，常用の圧力が高い蓄圧器，液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置として，逆止弁を設置します。 | 添付書類No. |
| 複合構造の蓄圧器に関する措置  （第７条の３第１項第15号） | ライナーを繊維強化プラスティックで補強した構造（複合構造）を有する圧縮水素の蓄圧器は，次に掲げる基準に適合します。  １　ライナーに，ヘリカル巻若しくはインプレーン巻により樹脂含浸連続繊維を巻きつけた構造（フルラップ構造）又はフープ巻のみにより樹脂含浸連続繊維を巻きつけた構造（フープラップ構造）とします。  ２　その外部からの輻射熱，紫外線，雨水等による劣化を防止するため，以下の措置を講じます。  　（１）温度の上昇を検知する装置として，電気的に温度を出力できる温度計を蓄圧器表面に，かつ，バンクごとに１つ以上設置します。  　（２）温度の上昇を防止するための措置として，紫外線等による劣化を防止するために設置した覆い等の外面又は内面及び蓄圧器の表面積1m2につき5L/min以上の水量を全表面に放射できる能力を持った水噴霧装置又は散水設備を設け，覆い等の表面積又は蓄圧器の表面積の合計のいずれか大なるものに30分以上連続して放射できる水量を有することとします。  　（３）蓄圧器を設置したフレームの全側面に，輻射熱を反射しやすい金属製のガラリ又はルーバーを設置するとともに，スタンドの外部火炎による水平輻射熱や雨水等が入り込まない構造とします（ただし，障壁として設けた鋼板等がこの目的を達成できなる場合はこの限りではありません。）。  （４）特厚期の外表面には防水塗料を塗布し，口金部へシール材を塗布します。 | 添付書類No. |
| 圧縮機と充塡場所間等の障壁  （第７条の３第１項第16号） | １　圧縮機又は液化水素昇圧ポンプ及びこれに接続される送ガス蒸発器と圧力が10MPa以上の圧縮ガスを容器に充塡する場所又は第１号で準用する第６条第１項第42号に規定する当該ガスの充塡容器に係る容器置場との間には，次の障壁を設けます。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 該当〇印 | 種類 | 構造 | |  | 鉄筋コンクリート製 | 直径９ｍｍ以上の鉄筋を縦，横40ｃｍ以下の間隔に配筋し，厚さ12ｃｍ以上，高さ２ｍ以上のものであること | |  | コンクリートブロック製 | 直径９ｍｍ以上の鉄筋を縦，横40ｃｍ以下の間隔に配筋し，厚さ15ｃｍ以上，高さ２ｍ以上のものであること | |  | 鋼板製 | 厚さ３．２ｍｍ以上の鋼板に30×30ｍｍ以上の等辺山形鋼を縦，横40ｃｍ以下の間隔に溶接で補強したもの又は厚さ６ｍｍ以上の鋼板を使用し，そのいずれも1.8ｍ以下の間隔で支柱を設けた高さ２ｍ以上のものであること |   ２　障壁は堅固な基礎の上に構築し，予想されるガス爆発の衝撃等に対して十分耐えられる構造とします。 | 添付書類No. |
| 水分解水素発生昇圧装置の措置  (第７条の３第１項第17号) | 水分解水素発生昇圧装置により，圧縮水素を製造する場合は，当該水分解発生昇圧装置には，爆発，漏えい，損傷等を防止するための措置を次のとおり講じます。  １　水電解水素発生昇圧装置の水素及び酸素の放出管の開口部は，付近に滞留するおそれのない通風の良い場所に設置するとともに，酸素の放出管の開口部を，水素の放出管の開口部の高さより低い位置に設置します。また，酸素を放出する際には，空気又は不活性ガスと混合し，他に危害をおよぼすおそれのない濃度で放出します。  ２　水素と酸素を分離する膜（支持体を含む。）は，設計上の最高圧力に対し，十分な強度を有するものとします。  ３　水分解発生昇圧装置において，水素と酸素を分離する膜に破裂，敗れ等が生じ，水素に酸素が混入するおそれが生じた場合には，自動的に当該装置を停止する措置を講じます。  ４　低温による水の凍結に伴う水分解発生昇圧装置の損傷を防止する措置を講じます。  ５　水素気液分離機，酸素気液分離機，水封器等の液面計故障時の対策について考慮します。 | 添付書類No. |
| 液化水素昇圧ポンプの措置（第7条の3第1項第18号） | 常用の圧力が１MPa以上の液化水素を製造する液化水素昇圧ポンプには，爆発，漏えい，損傷等を防止するための措置を次のとおり講じます。  １　ポンプには，ポンプの入口側に設けられた緊急遮断装置が閉止状態にあるときに，起動できない措置を講じます。  ２　ポンプの吐出側の圧力を常用の圧力以下の圧力に自動的に制御する措置を講じます。  ３　ポンプの吐出側の圧力が許容圧力を超えるおそれが生じたときに，自動的に当該ポンプを停止する措置が講じます。  ４　通常の運転状態において，ポンプの吐出側の圧力に異常が生じたときに，自動的に当該ポンプを停止する措置を講じます。  ５　ポンプを室内に設置し，十分な面積をもった２方向以上の開口部又は換気装置若しくはコレアらの併設によって通風を良好にした構造とする場合は，当該換気設備が停止しているときに起動できない措置及び当該換気設備が停止した時に自動的にポンプを停止する措置を講じます。 |  |
| 貯槽間距離  （第7条の3第2項第1号の2） | １　可燃性ガスの貯槽（液化水素以外の貯槽にあっては，貯蔵能力が300m3又は3,000㎏以上のものに限る。以下この号において同じ。）  と他の可燃性ガスの貯槽又は酸素の貯槽との貯槽間距離は，1ｍ以上又は最大直径の和の1/4  （　　　　＋　　　　）／4＝　　　ｍ，　計画　　　ｍ  （　　　　＋　　　　）／4＝　　　ｍ，　計画　　　ｍ  のいずれか大なるものに等しい距離以上とします。  ２　規定の距離に満たない場合，防火上及び消火上有効な措置を講じます。 | 添付書類No. |
| 高圧ガス設備の基礎  （第7条の3第2項第1号の3） | １　高圧ガス設備（配管，ポンプ，圧縮機及びこの号に規定する基礎を有する構造物上に設置されたものを除く。）の基礎は，不同沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないようなものとします。  ２　貯槽（液化水素以外の貯槽にあっては，貯蔵能力が100m3又は1t以上のものに限る。以下この号及び第1号で準用する第6条第1項第16号において同じ。）の支柱（支柱のない貯槽にあっては，その底部）は，同一の基礎に緊結します。 | 添付書類No. |
| 高圧ガス設備の外面から敷地境界に対する距離  （第7条の3第2項第2号） | １　高圧ガス設備（次号及び第3号に掲げるものを除く。）は，その外面から当該事業所の敷地境界（以下この項において「敷地境界」という。）に対し下記以上の距離を有します。  　□８ｍ　　　計画　　　　　ｍ  　□常用の圧力が40MPa以下の可燃性ガス（液化水素を除く。）が通る部分　　６ｍ　　　計画　　　　　ｍ  　□常用の圧力が40MPaを超える液化水素が通る部分10m  　　　　　　　　　　　 計画　　　　　ｍ  　□常用の圧力が１MPa以上40MPa以下の液化水素が通る部分　９ｍ  　　　　　　　　　　　 計画　　　　　ｍ  　□常用の圧力が1MPa未満の液化水素が通る部分　６ｍ  　　　　　　　　　　　 計画　　　　　ｍ  ２　規定の距離に満たない場合，防火上及び消火上有効な措置を講じます。 | 添付書類No. |
| 冷凍設備から保安物件に対する距離（第7条の3第2項第2号の2） | 製造設備の冷却の用に供する冷凍設備は，その外面から，第1種保安物件に対し第1種設備距離以上，第2種保安物件に対し第2種設備距離以上の距離を有します。  第1種設備距離L　　＝　　　　　　ｍ，計画　　　　ｍ  第2種設備距離L　　＝　　　　　　ｍ，計画　　　　ｍ  ただし，冷凍保安規則第7条第1項第1号の基準に適合する冷凍設備のうち，不活性ガスを冷媒ガスとする冷凍設備（ブライン（不活性のものに限る。）によって冷却するものを含む。）は，この限りではありません。 |  |
| ディスペンサー本体の外面から道路境界に対する距離（第7条の3第2項第3号） | １　ディスペンサーは，その本体の外面から公道の道路境界線に対し8ｍ（圧縮水素スタンドの常用の圧力が40MPa以下の場合にあっては，6ｍ）以上の距離を有し，又はこれと同等以上の措置を講じます。  ２　規定の距離に満たない場合，防火上及び消火上有効な措置を講じます。 |  |
| 高圧ガス設備と敷地境界との間に接地する防火壁  （第7条の3第2項第4号） | １　圧縮水素スタンドの周囲（車両の出入口となる道路に面する箇所等を除く。）には，高圧ガス設備と敷地境界との間に，高さ2ｍ以上の防火壁を設けます。  ２　規定の防火壁を設置できないため，これと同等以上の措置を講じます。 |  |
| 緊急時に圧縮水素の供給を遮断するための措置  （第7条の3第2項第5号） | 当該製造施設の外部から供給される圧縮水素を受け入れる配管には，緊急時に圧縮水素の供給を遮断するための措置を講じます。 |  |
| 圧縮機の損傷等を防止するための措置（第7条の3第2項第6号） | 圧縮水素を製造する圧縮機には，爆発，漏えい，損傷等を防止するための措置を次のとおり講じます。  １　圧縮機の入口配管に設けられた緊急遮断装置が閉止状態にあるときに，起動できない措置を講じます。  ２　圧縮機の入気側の圧力が負圧になるおそれが生じたときに，自動的に圧縮機を停止する措置を講じます。  ３　圧縮機の吐出側の圧力を常用の圧力以下の圧力に自動的に制御する措置を講じます。  ４　圧縮機の吐出側の圧力が許容圧力を超えるおそれが生じたときに，自動的に圧縮機を停止する措置を講じます。  ５　圧縮機の吐出側の配管には逆止弁を設置します。  ６　鋼板製ケーシング又は不燃性構造の室内に設置し，かつ，室には十分な換気能力を有する換気設備を設けます。  ７　圧縮機を設置したケーシング内又は室内の換気設備が停止しているときに起動できない措置及び当該換気設備が停止したときに自動的に圧縮機を設置する措置を講じます。  ８　圧縮機と蓄圧器との間の鋼板製ケーシング壁面又は不燃性構造の室の壁面は，次に掲げるものとします。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 該当○印 | 種類 | 構造 | |  | 鉄筋コンクリート製造 | 直径9mm以上の鉄筋を縦，横40cm以下の間隔に配筋し，厚さ12cm以上，高さ2m以上のものであること | |  | コンクリートブロック製 | 直径9mm以上の鉄筋を縦，横40cm以下の間隔に配筋し，厚さ12cm以上，高さ2m以上のもので空洞部をモルタル充塡したものであること | |  | 鋼鉄製 | 厚さ3.2mm以上の鋼板に30×30mm以上の等辺山形鋼を縦，横40cm以下の間隔に溶接で補強したもの又は厚さ6mm以上の鋼板を使用し，そのいずれも1.8m以下の間隔で支柱を設けた高さ2m以上のものであること | | 添付書類No. |
| 配管の自動遮断措置（第7条の3第2項第7号） | 圧縮水素及び液化水素の貯槽に取り付けた配管には，これらの水素を送り出し，又は受け入れるとき以外は自動的に閉止することができる遮断措置を二以上（液化水素の貯槽に取り付けた配管にあっては，一）講じます。 | 添付書類No. |
| ディスペンサーの遮断装置及び漏えい防止措置  （第7条の3第2項第8号） | １　ディスペンサーには，充塡中の圧力を検知する装置を備え，当該圧力があらかじめ定められた圧力に達したときに，自動的に充塡を停止する装置を設けます。  ２　充塡ホースを車両に固定した容器とのカップリング等接続部分は，容器と接続されていないときに圧縮水素が供給されない構造とします。  ３　充塡ホースに著しい引張力が加わったときに，当該ホースの破断等による圧縮水素の漏えいを防止する措置を講じます。  ４　製造設備を停止した場合には，充塡ホース内を減圧する等自動的に充塡ホース内の圧縮水素の容積が標準状態に換算したときに20L以下になるような措置を講じます。 | 添付書類No. |
| 配管の設置場所（第7条の3第2項第9号） | 配管（高圧ガスが通る部分に限る。）には，次に掲げる措置を講じます。  イ　外部からの衝撃により損傷を受けるおそれのない場所に設置します。  ロ　トレンチ内に設置する場合は，トレンチの蓋を通気性のよいものにします。ただし，第16号に規定する設備を設けた場合は，この限りではありません。 | 添付書類No. |
| 圧力リリーフ弁（第7条の3第2項第10号） | 蓄圧器から圧縮水素を受け入れる配管には，第1号で準用する第6条第1項第19号の安全装置が作動する前に圧力上昇時に自動的に圧力を放出するための機能を有する装置（以下「圧力リリーフ弁」という。）を設けます。 | 添付書類No. |
| 液化水素貯槽の安全装置（第7条の3第2項第10号の2） | 液化水素の貯槽には，二以上の安全装置（当該安全装置が接続している元弁が同時に閉じることができない構造のものに限る。）を設けるほか，圧力リリーフ弁を設けます。 | 添付書類No. |
| 遮断措置（第7条の3第2項第10号の3） | 送ガス蒸発器（大気熱交換式のものであって常用の圧力が１MPa未満のものを除く。）の能力が不足したときに速やかに遮断するための措置を講じます。 | 添付書類No. |
| 放出管（第7条の3第2項第11号） | 第1号で準用する第6条第1項第19号の安全装置のうち安全弁又は破裂板及び第10号又は第10号の2の規定により設けた圧力リリーフ弁には，放出管を設けます。この場合において，放出管の開口部の位置は，放出するガスの性質に応じた適切な位置にあります。  地盤面から５ｍ以上の高さ　　計画　　　　　　　ｍ  頭頂部から２ｍ以上の高さ　　計画　　　　　　　ｍ  敷地境界の鉛直面及び放出管開口部の周囲の着火源等から６ｍ以上離れた安全な場所　　　　　　計画　　　　　　　ｍ | 添付書類No. |
| 液化水素の放出（第7条の3第2項第11号の2） | 液化水素を放出する場合は，気化し，及び加温した後，放出管に接続します。 | 添付書類No. |
| 過流防止措置（第7条の3第2項第12号） | 蓄圧器の出口には，圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置を講じます。 | 添付書類No. |
| 遮断装置の転倒防止措置（第7条の3第2項第13号） | 圧縮水素の蓄圧器，蓄圧器から圧縮水素を受け入れる配管等に取り付けた緊急時に圧縮水素の供給を遮断する装置等は，地震時の転倒による破損を防止するため，一のフレームの内側に配置しこれに固定します。 | 添付書類No. |
| 配管の接合（第7条の3第2項第14号） | 圧縮水素及び液化水素のガス設備に係る配管，管継手及びバルブの接合は，溶接により行います。ただし，溶接によることが適当でない場合は，保安上必要な強度を有するフランジ接合又はねじ接合継手による接合をもって代えることにします。 | 添付書類No. |
| 温度上昇防止措置（第7条の3第2項第15号） | 移動式製造設備により圧縮水素を供給する際に車両が停止する位置には，設備の規模に応じ自動的に温度の上昇を防止するための装置を設置します。 | 添付書類No. |
| ガス漏えい検知警報器及び自動停止装置  （第7条の3第2項第16号） | １　製造施設には，当該施設から漏えいする可燃性ガスが滞留するおそれのある場所に，当該ガスの漏えいを検知し，警報し，かつ，製造設備の運転を自動的に停止するための装置を設置します。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 該当〇印 | 設置場所 | 必要設置個数 | 計画個数 | |  | 圧縮機を設置した鋼板製ケーシング内又は不燃性構造の室内 | １個以上（ただし，当該不燃性構造室の壁の内のりが10ｍを超える者にあっては，当該長さ10ｍにつき１個以上）。  　　　　　　　　　個 | 個 | |  | ディスペンサーのケース内 | １個以上 | 個 | |  | 充塡ホースと車両に固定した容器とのカップリング等接続部分付近 | 1個以上の検出端をもつ検知警報設備をそれぞれ１個以上  　　　　　　　　　個 | 個 | |  | 蓄圧器の配管集合部の上部 | 1個以上 | 個 | |  | 改質器等水素を発生する装置付近の水素が滞留するおそれのある場所 | 1個以上 | 個 |   ２　指示警報部は関係者が常駐する場所（　　　）に設置します。  ３　製造施設の運転を自動的に停止するための装置を設置します。 | 添付書類No. |
| 感震装置（第7条の3第2項第17号） | 製造施設には，施設が損傷するおそれのある地盤の振動を的確に検知し，警報し，かつ，製造設備の運転を自動的に停止する感震装置を設置します。 | 添付書類No. |
| ディスペンサーの自動停止装置（第7条の3第2項第18号） | ディスペンサーの周囲には，火災を検知し，警報し，かつ，製造設備の運転を自動的に停止するための装置を設置します。 | 添付書類No. |
| 蓄圧器の温度上昇防止措置（第7条の3第2項第19号，第20号） | １　蓄圧器には，当該蓄圧器からの火災を検知し，警報し，かつ，自動的に製造設備の運転を速やかに停止するとともに温度の上昇を防止するための装置を設置します。  ２　蓄圧器には，その外部からの輻射熱等による温度の上昇を検知し，警報し，かつ，自動的に製造設備の運転を停止するとともに温度の上昇を防止するための装置を設置します。 | 添付書類No. |
| 起動装置の設置位置（第7条の3第2項第21号） | 前5号の製造設備の運転を自動的に停止する装置，及び第15号，第19号及び前号の自動的に温度の上昇を防止するための装置には，手動で操作できる起動装置を設け，当該起動装置は火災又はその他緊急のときに速やかに操作できる位置及びディスペンサーに設置します。 | 添付書類No. |
| 遮断弁の措置（第7条の3第2項第22号） | 前6号の規定により，製造設備の運転を停止する場合は，圧縮機の運転を自動的に停止し，かつ第5号，第7号及び第8号で規定する遮断措置に遮断弁を用いる場合は，遮断弁を自動的に閉止し，閉止を検知し，並びに閉止状態に異常が生じた場合に警報を発する措置を講じます。 | 添付書類No. |
| ガス設備の設置場所（第7条の3第2項第23号） | ガス設備は，車両が衝突するおそれがない場所に設置します。ただし，車両の衝突を防止する措置を講じた場合は，この限りではありません。 | 添付書類No. |
| ディスペンサー上部の屋根の構造（第7条の3第2項第24号） | ディスペンサーの上部に屋根を設けるときは，不燃性又は難燃性の材料を用いるとともに，圧縮水素が漏えいしたときに滞留しないような構造とします。  □　ディスペンサーの上部に設ける屋根の下部面が水平でかつ平面の構造  □　ディスペンサーの上部に設ける屋根の下部面が傾斜している又はくぼみを有する場合は，漏えいしたガスが屋根の下部面から上部面へ抜けるような構造 | 添付書類No. |
| ホース破損防止措置（第7条の3第2項第25号） | ディスペンサーのホースには，車両の誤発進等によるホースの破損を防止するための措置を講じます。 | 添付書類No. |
| 充塡車両までの距離（第7条の3第2項第26号） | 充塡を受ける車両は，地盤面上に設置した貯槽の外面から3ｍ以上離れて停止させるための措置を講じます。ただし，貯槽と車両との間にガードレール等の防護措置を講じた場合は，この限りではありません。 | 添付書類No. |
| 圧縮水素から他の施設までの距離（第7条の3第2項第27号） | １　圧縮水素スタンド（可燃性ガスが通る部分に限る。）は，その外面から当該事業所の敷地境界に対し下記以上の距離を有します。  　□８ｍ　　　計画　　　　　ｍ  　□常用の圧力が40MPa以下の可燃性ガス（液化水素を除く。）が通る部分　　６ｍ　　　計画　　　　　ｍ  　□常用の圧力が40MPaを超える液化水素が通る部分10m  　　　　　　　　　　　 計画　　　　　ｍ  　□常用の圧力が１MPa以上40MPa以下の液化水素が通る部分　９ｍ  　　　　　　　　　　　 計画　　　　　ｍ  　□常用の圧力が1MPa未満の液化水素が通る部分　２ｍ  　　　　　　　　　　　 計画　　　　　ｍ  ２　規定の距離に満たない場合，防火上及び消火上有効な措置を講じます。 | 添付書類No. |
| 過充塡防止措置（第7条の3第2項第28号） | 圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した容器に当該圧縮水素を充塡するときは，充塡設備に過充塡防止のための措置を講じます。 | 添付書類No. |
| 設備間の距離（第7条の3第2項第29号，第29号の2） | １　可燃性ガスの製造設備（液化石油ガススタンド，圧縮天然ガススタンド及び液化天然ガススタンドを除く。）の高圧ガス設備（高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除き，可燃性ガスが通る部分に限る。）に対し6ｍ以上の距離とします。  ２　酸素の製造設備の高圧ガス設備（酸素が通る部分に限る。）に対し10ｍ以上の距離とします。  ３　圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し6ｍ以上の距離とします。 | 添付書類No. |
| 圧縮機等とディスペンサーの障壁（第7条の3第2項第30号） | １　圧縮機，液化水素昇圧ポンプ，蓄圧器，液化水素の貯槽及び送ガス蒸発器とディスペンサーとの間には障壁を設置します。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 該当○印 | 種類 | 構造 | |  | 鉄筋コンクリート製造 | 直径9mm以上の鉄筋を縦，横40cm以下の間隔に配筋し，厚さ12cm以上，高さ2m以上のものであること | |  | コンクリートブロック製 | 直径9mm以上の鉄筋を縦，横40cm以下の間隔に配筋し，厚さ12cm以上，高さ2m以上のもので空洞部をモルタル充塡したものであること | |  | 鋼鉄製 | 厚さ3.2mm以上の鋼板に30×30mm以上の等辺山形鋼を縦，横40cm以下の間隔に溶接で補強したもの又は厚さ6mm以上の鋼板を使用し，そのいずれも1.8m以下の間隔で支柱を設けた高さ2m以上のものであること |   ２　圧縮機又は蓄圧器とディスペンサーが，同一の筐体内に配置され，当該筐体の外面の構造により有効に保護されている場合は，この限りではありません。 | 添付書類No. |
| 消火設備（第7条の3第2項第31号） | 圧縮水素スタンドには，その規模に応じ，適切な消火設備を適切な箇所に設けます。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 対象設備 | | 粉末消火器 | 必要  個数 | 計画  個数 | | 貯槽以外の貯蔵設備，処理設備又は消費設備若しくは容器置場 | | 設備内の停滞ガス量10トンにつきＢ－10 1個相当以上  最小設置数量:Ｂ－10  3個相当 |  |  | | 貯　槽 | 防液堤設　　置 | 防液堤の周囲に歩行距離75ｍ以下ごとにＢ－10  3個相当以上 |  |  | | その他のもの | 貯槽の周囲の安全な場所　Ｂ－10　3個相当以上 |  |  | | 建屋内の高圧ガス設備 | | 不活性ガス等の拡散設備により粉末消火器の代替えとすることができる。 |  |  |   上段：能力単位  下段：設置個数 | 添付書類No. |
| 通報設備（第7条の3第2項第32号） | 圧縮水素スタンドには，緊急時に必要な通報を速やかに行うための措置を講じます。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 通報設備の通報範囲 | 該当  ○印 | 設けるべき通報設備  （次に掲げるものの1又は2以上） | | イ　該当事務所の保安統括者等が常駐する事務所と現場事務所（製造施設を運転又は管理する者が常駐する事務所をいう。以下同じ。）との間(両事務所が同一の場合を除く。)  ロ　現場事務所相互間 |  | イ　ページング設備 | |  | ロ　構内電話 | |  | ハ　構内放送設備 | |  | ニ　インターホーン | | 事業所全体 |  | イ　ページング設備 | |  | ロ　構内放送設備 | |  | ハ　サイレン | |  | ニ　携帯用拡声器 | |  | ホ　メガホン（当該事業所内の面積が1,500㎡以下の場合に限る。以下次の欄において同じ。） | | 事業所内の任意の場所における作業員相互間 |  | イ　ページング設備 | |  | ロ　携帯用拡声器 | |  | ハ　トランシーバー（計器等に対する影響のない場合に限る。） | |  | ニ　メガホン | | 添付書類No. |
| 容器置場及び充塡容器等に係る措置（第7条の3第2項第33号） | 容器置場及び充塡容器等は次に掲げる基準に適合します。 | 添付書類No. |
| イ．警戒標 | 容器置場は，明示され，かつ，その外部から見やすいように警戒標を掲げたものであること。 |  |
| ロ．容器置場から敷地境界までの距離 | 容器置場は，その外面から，敷地境界に対し8ｍ（容器置場内の充塡容器等の最高充塡圧力が40MPa以下の場合又は液化水素に係る充塡容器等の容器置場にあっては，6ｍ）以上の距離を有し，又はこれと同等以上の措置を講じます。 | 添付書類No. |
| ハ．直射日光を遮る措置 | 充塡容器等（断熱材で被覆してあるものを除く。）に係る容器置場（可燃性ガスのものに限る。）には，直射日光を遮るための措置（当該ガスが漏えいし，爆発したときに発生する爆風が上方向に開放されることを妨げないものに限る。）を講じます。ただし，充塡容器等から圧縮水素を受け入れる配管に圧力リリーフ弁を設けた場合は，この限りではありません。 | 添付書類No. |
| 二．可燃性ガスの容器置場 | 可燃性ガスの容器置場は，当該ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とします。 | 添付書類No. |
| ホ．可燃性ガスの容器置場に設ける消火設備 | 可燃性ガスの容器置場には，その規模に応じ適切な消火設備を適切な箇所に設けます。 | 添付書類No. |
| へ．車両衝突防止措置 | 容器置場には，車両の衝突を防止する措置を講じます。 | 添付書類No. |
| ト．過充塡防止措置 | 充塡容器等から圧縮水素を受け入れる配管には，圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置を講ずるとともに，当該配管（常用の圧力が充塡容器等の最高充塡圧力未満のものに限る。）には，当該配管の常用の圧力以下に減圧するための措置を講じます。 | 添付書類No. |
| 流入防止措置（第7条の3第2項第34号） | 一の圧縮水素スタンドにおいて，常用の圧力の異なる複数の蓄圧器，液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器又は圧縮機が配管（圧縮水素を送り出すために蓄圧器に取り付けられる配管に接続されるものに限る。）で接続される場合には，当該配管に，常用の圧力が高い蓄圧器，液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置を講じます。 | 添付書類No. |
| 圧縮水素を安全に放出するための措置（第7条の3第2項第35号） | 蓄圧器には，当該蓄圧器が危険な状態となったときに当該蓄圧器内の圧縮水素を安全に放出するための適切な措置を講じます。 | 添付書類No. |
| 複合構造の蓄圧器に係る措置（第7条の3第2項第36号） | 複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器は，次に掲げる基準に適合します。  イ　フルラップ構造又はフープラップ構造とします。  ロ　その外部からの輻射熱，紫外線，雨水等による劣化を防止する措置を講じます。 | 添付書類No. |
| 同一の基礎（第7条の3第2項第37号） | 高圧ガス設備のうち，液化水素が通る部分は，同一の基礎上に設置します。 | 添付書類No. |